

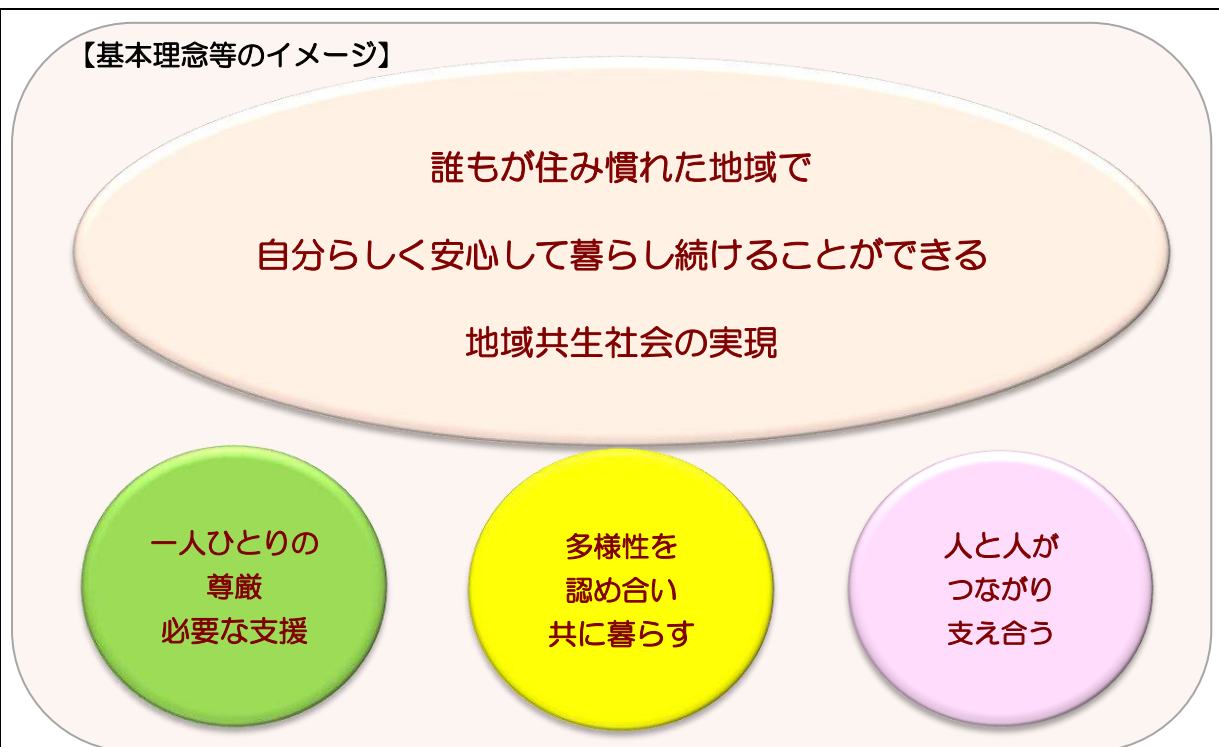
各計画の基本理念について（案）

地域福祉保健医療計画の基本理念について

【検討の視点】

- 区は、令和6年度に福祉・保健医療分野における計画の見直しを行い、その中で、保健医療福祉の総合計画である「保健医療福祉計画」を再構築して、目黒区における地域福祉の推進と福祉・保健・医療の基本的な考え方などを定める「地域福祉保健医療計画」を策定することとした。これに伴い、従来「保健医療福祉計画」に包含していた「高齢者福祉計画」については、介護保険事業計画と一体的に策定することとし、あわせて、福祉・保健医療分野の各計画の期間を基本的に統一した。
- こうした経緯を踏まえ、本委員会では、新たに策定する「地域福祉保健医療計画」（令和9年～14年）の基本理念について検討する。
- 福祉を取り巻く社会状況を見ると、超高齢社会の進展と世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などが、孤独・孤立の状態にある人を増加させるとともに、個人や世帯が抱える課題を複雑なものにしていると考えられる。こうした状況の中、福祉の各制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割をもって助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が、より一層求められている。
- 現行の「保健医療福祉計画」は、「地域共生社会」の実現に向けて「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける」ことを基本理念とした。この理念は、今後より一層重要になると考えられることから、新たに策定する「地域福祉保健医療計画」においても、基本的に継承することが望ましい。
- 基本理念に基づく施策を推進する「基本的な考え方」については、同様に「保健医療福祉計画」の基本理念の基盤となる「個人の尊厳と人間性の尊重」を踏まえ、【個人の尊厳の保持】、【多様性を認め合い共に暮らすこと】、【人と人がつながり支え合うこと】、の3つの考え方を柱に、それぞれの基本的な取組の方向性を示すことが適切である。
- 以上を踏まえ、本計画の基本理念及び基本的な考え方は、次のとおりとすることが望ましいと考える。

【基本理念等のイメージ】



【基本理念】

本計画の基本理念は、目黒区が目指す、地域における福祉保健医療の将来像として、「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現」とする。

【基本的な考え方】

基本理念のもと、以下の基本的な考え方に沿って施策を推進する。

1 区民一人ひとりが尊厳を持ち、必要な支援を受けられる

- 誰もが暮らしの中で直面する様々な困難について安心して相談でき、その人に寄り添った包括的な支援を受けることができる仕組みを確立する。
- 誰もが自らの意思が尊重され、自律した生活を送ることができるよう、福祉・保健・医療などの必要なサービスが切れ目なく提供されるようにする。

2 人や暮らしの多様性を認め合い、共に暮らす

- お互いの存在と人格を尊重し、多様な価値観を認め合って、誰もが平等に大切にされ、共に暮らす社会をつくる。

3 人と人、人と社会がつながり、皆が互いに支え合う

- 人と人、人と社会がつながり、誰もが生きがいと役割をもち、自分らしく活躍できる地域社会をつくる。
- 誰もが孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、区民と地域の団体、事業者、区が連携・協働する。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念について

【検討の視点】

- 現行の「保健医療福祉計画」については、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」の性格を併せ持つ計画として策定している。今回の改定に際して、「高齢者福祉計画」として介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」と一体的に策定し、高齢者の総合的な計画として位置づけるものである。
- 両法は高齢者が尊厳を保ち、自立し健康で安定した生活を送れるよう社会全体で支えるという共通理念を持っており、現行の目黒区保健医療福祉計画・介護保険事業計画はそうした考えのもとに策定されている。また、東京都高齢者保健福祉計画や目黒区地域福祉保健医療計画との調和を保つ上でも、基本的には現行の目黒区保健医療福祉計画・介護保険事業計画の掲げる理念や目指す社会像、基本的な考え方は継承することが望ましい。
- 少子高齢化と人口減少がますます進行する中で、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して過ごすことができる地域社会の実現が求められている。このためには、高齢者を含めた区民が、役割を持ちながらその力を発揮し、地域全体で支え合うことができる環境整備を進めていくことが一層重要となっている。こうした観点を踏まえ、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的整備にあたっては、現行計画の考えを整理したうえで、区民にとってわかりやすく示していくことが望ましい。
- 以上を踏まえ、本計画の基本理念及び基本的な考え方は、次のとおりとすることが望ましいと考える。

【基本理念等のイメージ】

住み慣れた地域でつながりを感じながら、
尊厳をもって自分らしく暮らし続けることが
できる地域社会の実現

支え合い
尊重し合う
地域づくり

主体的な
健康づくりと
介護予防

生活を支える
切れ目のない
サービスの提供

【基本理念】

目黒区が目指す、高齢福祉分野における地域の将来像を踏まえ、本計画の基本理念は「住み慣れた地域でつながりを感じながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現」とする。

【基本的な考え方】

○互いに支え合い尊重し合う地域づくり

高齢者が地域で安心していきいきと暮らし続けることができるよう、住民相互の見守りや助け合いの活動など、多様な社会資源と連携・協力し、地域全体で支え合う地域づくりを進める。

また、現役世代が「支える側」、高齢者は「支えられる側」という従来の固定的な高齢者観にとらわれずに、互いに支えたり支えられたりしながら活躍できる地域社会を目指し、年齢にかかわらず役割や生きがいを持って支え合うことができる環境を整える。

○主体的な健康づくりと介護予防

高齢者が健康でいきいきとした生活をおくることができ、要介護状態となっても重度化を可能な限り防ぐため、就労・学習・交流活動等における自発的参加を促すとともに、社会参加の場の提供や居場所づくりに取り組み、主体的な健康づくりと介護予防を推進する。

○自分らしく自立した生活を支える切れ目のないサービスの提供

福祉、介護、医療等に関する多様な課題に対応する相談支援体制の充実、民間活力の積極的な活用による介護サービス基盤の整備を進めるとともに、地域や関係機関との連携強化に取り組み、自分らしく自立した生活を支える切れ目のないサービスの提供体制の整備を図っていく。

障害者計画の基本理念について

【検討の視点】

- 本委員会では、新たに策定する「目黒区障害者計画」（令和9年度～14年度）の基本理念について検討する。
- 現行計画では、障害者権利条約や障害者基本法の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生社会の実現を目指すことを基本理念に掲げている。
- 共生社会の実現に向けては、障害のある人が自らの意思で選択し、自己実現していくための環境づくり及び多様なライフステージ・障害特性に対応した総合的かつ分野横断的な切れ目のない支援が重要である。また、障害の社会モデル（※1）を基盤としながら人権モデル（※2）の視点も踏まえ、障害理解・差別解消の促進や意思疎通支援等を通じて、社会参加を制約する社会的障壁の除去を進め、障害者があらゆる場面で自分らしく輝くことができる環境整備をより一層推進していくことが求められる。
- なお、国の障害者基本計画（第5次）では、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（※3）向上の視点」が共生社会の実現において重要とされていることから、本計画はすべての人にとって分かりやすい内容であることを重視する必要がある。
- したがって、次期計画においても根幹となる考え方を簡素・簡潔に表現することに配慮し、基本理念については、障害者権利条約や障害者基本法の趣旨を踏まえ、現行計画の方向性を継承することが望ましい。
- 基本理念の実現に向けた施策を推進する基本的な考え方については、国の障害者基本計画（第5次）や目黒区障害者自立支援協議会から提出された「障害者計画策定に関する意見」の視点等を踏まえ、こちらも現行計画の方向性を基礎としつつ、新たな視点を取り入れることが望ましい。
- 以上を踏まえ、本計画の基本理念及び基本的な考え方は、次のとおりとすることが望ましいと考える。

【基本理念】

「互いに人格と個性を尊重し ともに支えあい ともに暮らせるまち めぐる」

【基本的な考え方】

基本理念の実現に向けて、以下の基本的な考え方に基づき施策を推進する。

自己決定の尊重と意思決定支援

障害のある人があらゆる社会活動に主体的に参加するため、本人の自己決定を尊重するとともに、自らの意思で適切に選択・決定し自己実現できるよう、意思決定の支援を行う。

政策決定過程への参画の促進

インクルージョン推進の観点から、障害者施策に係る政策決定過程において、障害のある人が主体的に参画し、意見を施策に反映することができる環境づくりに努める。

総合的かつ分野横断的な支援

保健、医療、教育等との分野を超えた連携を通じ、地域で安心して暮らし続けるための適切なサービス確保と質の向上を図り、障害のある人とその家族に対し、多様なライフステージ及び障害特性に応じた切れ目のない総合的かつ横断的な支援を行う。

社会的障壁の除去

さらなる障害の重度化や高齢化を見据え、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁をなくすことにより、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図る。

障害福祉人材の確保・定着・育成

多様化・複雑化するニーズに対応しながら、障害福祉サービス事業者等が将来にわたり安定的な運営とサービスの質を維持していくため、障害福祉の仕事の魅力を発信するとともに、ICT活用等による現場の負担軽減に向けた支援に留意する。

(※1) 社会モデル

障害とは「個人の身体や精神の状態そのもの」ではなく、社会の側の環境や制度が原因で生じる不便や制約であるという考え方のこと。

(※2) 人権モデル

人間が本来持っている尊厳に焦点を当て、障害者を保護や福祉の対象としてではなく、そもそも人権の主体として捉えるという考え方のこと。

(※3) アクセシビリティ

障害の有無や年齢などの条件に関係なく、誰もが様々な建物・施設やサービス、情報などを支障なく利用できること。